

1 職員団体の登録

(1) 趣旨

職員団体の登録は、地方公務員で組織された職員団体が地方公務員法（以下「地公法」という。）所定の要件を備えていること、及びその職員団体が民主的に組織されていることを、人事委員会が確認し、公証する制度です。

(2) 登録のメリット

人事委員会に登録された職員団体には、地公法上、次のようなメリットがあります。

- ① 当局が登録職員団体の交渉の申入れに積極的に応ずべき地位に立つこと（地公法 55 条 1 項）
- ② 在籍専従職員を認めることができること（同法 55 条の 2）

以前は法人格取得もメリットとして挙げられていましたが、現在では、登録職員団体以外の職員団体にも一定の要件のもとに法人格が認められます。

(3) 登録の要件

職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、次の要件を備える必要があります。また、管理職員等と一般職員が混在しているなど、そもそも職員団体でなくなったときは、登録は取り消されることとなります。

① 職員団体の規約に少なくとも次の事項が記載されていること

- ・名称
- ・目的及び業務
- ・主たる事務所の所在地
- ・構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
- ・理事その他の役員に関する規定
- ・職員団体の重要事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
- ・経費及び会計に関する規定
- ・他の職員団体との連合に関する規定
- ・規約の変更に関する規定
- ・解散に関する規定

職員団体の規約には、これらの事項を記載する必要があります（地公法 53 条 2 項）。なお、これらの事項以外の事項を記載してはならないというわけではありませんが、その場合でも登録要件に抵触しないように留意してください。

② 職員団体の重要な事項が民主的な手続で決定されることが定められ、かつ、現にその手続によって決定されていること

規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為について、全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実には、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることが必要です（地公法 53 条 3 項）。

「その他これらに準ずる重要な行為」には、職員団体の上部団体への加入、脱退又は提携、職員団体の解散など職員団体の存立及び運営の基本的事項が該当します。

この要件に適合しない事例

ア 役員を選任を総会の議案として上程し、拍手による全会一致で承認した

総会や懇親会での拍手、挙手又は起立による賛否の意思表示は、「秘密の投票」には該当しません。そもそも、役員選任は投票事項であり、総会に諮るべき事項ではありません。

イ 規約変更の投票で、現構成員100人の団体において有効投票数70票のうち賛成票45票だったものを可決として処理した

役員を選挙を除く重要な行為については、「構成員全員の過半数」で決定する必要があります。この事例の場合、投票者の過半数は得ていますが構成員全員の過半数ではないので「否決」となります。

ウ 規約変更の投票について、代理投票を認めただうえで、構成員全員の過半数の承認を得た

委任投票は「直接の投票」に該当しません。

エ 規約変更又は役員変更について、総会で出席者だけが投票箱に投票して決定した

「秘密の投票」には該当すると思われませんが、総会欠席者が投票に参加する機会を与えられていない点で「全ての構成員が平等に参加する機会を有する投票」に該当しません。

③ 職員団体の構成員が同一の地方公共団体の職員のみで組織されていること

職員団体が、同一の地方公共団体に属する警察職員又は消防職員以外の職員のみをもって組織されていなければなりません（地公法 53 条 4 項）。もっとも、県費負担教職員が組織する団体については、その構成員である教職員が市町村立学校に勤務する場合であっても都道府県の人事委員会の登録を受けることができるとされています。

また、「職員」は一般職の地方公務員を指し、特別職の地方公務員は含まれません（例えば、特別職非常勤職員）。また、企業職員も「職員」には含まれませんので、登録職員団体の構成員となることはできません。企業職員は、労働組合法上の労働組合を組織することができます。一方、技能労務職員（単純労務職員）も企業職員と同様に労働組合法上の労働組合を組織することが可能であるととも、登録職員団体の構成員となることもできます。

なお、非職員や企業職員は登録職員団体の構成員となることはできませんが、役員となることは認められています（地公法 53 条 5 項後段）。

この要件に適合しない事例

ア 地方公営企業法の全面適用を受けた公立病院の職員が組合員となっている

地方公営企業法が全面適用された公立病院の職員は「企業職員」ですので、たとえ首長部局から一時的に出向しているだけであったとしても登録職員団体の構成員となることはできません。同法の一部適用にとどまる場合には、登録職員団体の構成員となることは可能です。

イ 水道課職員が2名しかいないので、職員団体への加入を認めた

ごく少数の者であっても、企業職員が加入している職員団体は登録をすることはできません。また、簡易水道事業に従事する職員も同様です。

(4) 登録の効力停止・取消し

登録職員団体が職員団体でなくなったとき、上記(3)記載の要件に適合しない事実があったとき、後記の各種届出をしなかったときは、人事委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で登録の効力を停止し、又は登録を取り消すことができます。

登録が効力停止又は取消しとなれば、(2)記載のメリットを享受することができなくなります。

2 登録職員団体の届出義務

登録職員団体は、規約を変更した場合、又は役員の改選その他の事由によって登録事項に変更が生じた場合には、変更された日から10日以内にその旨を人事委員会に届け出なければなりません（熊本県職員団体の登録に関する条例（以下「登録条例」という。）4条1項）。

届出については、各提出書類を2部提出してください。また、届出内容についてお尋ねすることがありますので、担当者の職氏名及びその連絡先を、届出書自体又は封筒に必ず記載してください。

例年、届出担当者が変更する際の引継ぎ漏れ等により、届出が大幅に遅延する団体があります。届出を怠ると登録の効力停止又は取消しとなる重要な手続であることを十分に認識したうえで、確実に届出を行ってください。

(1) 規約の変更

○提出書類（各2部）

- ・規約変更届出書（第5号様式）
- ・重要な行為の決定に関する証明書（第2号様式）
- ・投票及び開票に関する調（第2号様式別紙（その2））
- ・改正後の規約全文の写し

○届出に当たっての確認点

- ・改正内容が登録要件に抵触していないか。
- ・改正により、条ずれや項ずれが生じていないか。
- ・直接かつ秘密の投票で実施され、かつ、賛成票が「構成員全員の過半数」となっているか。

(2) 登録申請書記載事項（役員、事務所所在地など）の変更

○提出書類（各2部）

- ・登録申請書記載事項変更届出書（第6号様式）
- ・重要な行為の決定に関する証明書（第2号様式）
- ・投票及び開票に関する調（第2号様式別紙（その1））

○届出に当たっての確認点（役員変更の場合）

- ・役員に管理職員等が含まれていないか。
- ・職名欄には当該役員の所属及び職名を記載しているか。
- ・届出書の役員一覧と投票及び開票に関する調べの候補者リストとが一致しているか。
- ・直接かつ秘密の投票で実施され、かつ役員一人ひとりについて賛成票が「投票者の過半数」となっているか。

(3) 解散

○提出書類（各2部）

- ・職員団体解散届出書（第7号様式）
- ・重要な行為の決定に関する証明書（第2号様式）
- ・投票及び開票に関する調（第2号様式別紙（その2））

※解散を予定する場合には、あらかじめ当委員会に相談してください。

【参考】関係法令

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）抄

（職員団体）

第52条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第5項に規定する職員以外の職員をいう。

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）

第53条 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 目的及び業務

三 主たる事務所の所在地

四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

五 理事その他の役員に関する規定

六 第3項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

七 経費及び会計に関する規定

八 他の職員団体との連合に関する規定

九 規約の変更に関する規定

十 解散に関する規定

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前3項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第1項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。

7 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

8 第6項の規定による登録の取消しは、当該処分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

9 登録を受けた職員団体は、その規約又は第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第5項の規定を準

用する。

- 10 登録を受けた職員団体は、解散したときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

(交渉)

第 55 条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

- 2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。
- 3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。
- 4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。
- 5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たっては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。
- 6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。
- 7 交渉は、前 2 項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。
- 8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。
- 9 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。
- 10 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。
- 11 職員は、職員団体に属していないという理由で、第 1 項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第 55 条の 2 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 3 第 1 項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて 5 年（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 6 条第 1 項ただし書（同法附則第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、5 年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。
- 4 第 1 項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。
- 5 第 1 項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、退職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。
- 6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(不利益取扱の禁止)

第 56 条 職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

○熊本県職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年 9 月 12 日条例第 33 号）抄

(登録の申請)

第 2 条 職員団体が人事委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。

- (1) 理事その他の役員の名、住所及び職名(職員でない者にあつては、その職業)
 - (2) すべての事務所の所在地
 - (3) 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称
- 2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第 53 条第 3 項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類
 - (2) 法第 53 条第 4 項の規定に従つて組織されていることを証明する書類

(規約等の変更又は解散の届出)

- 第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、人事委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。
- 2 職員団体が前項の規定による届出をする場合には、その代表者を通じて届出書を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。
- 4 前条の規定は、規約又は第2条第1項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

○職員団体の登録等に関する規則（昭和41年9月12日人事委員会規則第12号）抄

(登録の申請)

- 第2条 条例第2条第1項の規定により、職員団体が人事委員会に登録を申請する場合には、職員団体登録申請書(別記第1号様式)により行なわなければならない。
- 2 条例第2条第2項の規定により添付しなければならない書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第3号の書類は、連合体である職員団体が代議員を選挙した場合に限る。
- (1) 重要な行為の決定に関する書類(別記第2号様式)
- (2) 組織に関する証明書(別記第3号様式)
- (3) 代議員選挙証明書(別記第4号様式)

(規約等の変更または解散の届出)

- 第4条 条例第4条第1項の規定により、登録を受けた職員団体が規約若しくは第2条第1項に規定する登録申請書の記載事項の変更又は解散の届出をする場合は、規約変更届出書(別記第5号様式)、登録申請書記載事項変更届出書(別記第6号様式)又は職員団体解散届出書(別記第7号様式)により行なわなければならない。
- 2 条例第4条第3項の規定により添付しなければならない書類は、第2条第2項第1号及び第3号に掲げる書類とする。